

第21回定時株主総会招集ご通知に 際してのインターネット開示事項

第21期

[2021年4月1日から2022年3月31日まで]

- ・ 連結計算書類の連結注記表
- ・ 計算書類の個別注記表

株式会社ユビキタスAIコーポレーション

会計監査人及び監査役の監査を受けた本開示書類は、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ubiquitous-ai.com/ir/>) に掲載することにより、株主の皆様にご提供するものであります。

【連結注記表】

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の状況
- ・連結子会社の数 1社
 - ・主要な連結子会社の名称 株式会社エイム

- ② 非連結子会社の状況
- 該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況
- ・主要な会社等の名称 ラブロック株式会社
 - ・持分法を適用しない理由 同社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

- ① 連結の範囲の変更
- 該当事項はありません。
- ② 持分法の適用の範囲の変更
- 該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度末日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ・その他有価証券
- 市場価格のない株式等以外のもの 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

・棚卸資産

- 仕掛品 個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産
- 定額法によっております。
- なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- 建物 6～18年
- 工具、器具及び備品 4～15年

・無形固定資産

- 市場販売目的のソフトウェア 見積販売金額を基準として販売金額に応じた割合に基づく償却額と販売可能期間（3年）に基づく定額償却額のいずれか多い金額をもって償却しております。
- 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

- ・投資損失引当金
- 投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

④ 退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、連結会計年度末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（会計基準適用指針第30号2020年3月31日）を適用しており、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。

イ. ソフトウェア使用許諾

ソフトウェア製品を顧客に使用許諾する業務を履行義務としており、顧客が当該製品に対する支配を獲得した時点で収益を認識しております。

ロ. ソフトウェア受託開発

顧客の求めに応じて、ソフトウェア製品の移植やカスタマイズを履行義務としており、顧客が当該製品に対する支配を獲得した時点で収益を認識しております。

ハ. サポート

ソフトウェア製品を使用許諾した顧客に対する技術サポートを履行義務としており、契約期間を履行義務の充足期間として均等に収益を認識しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

・連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

・連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税ならびに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定です。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示し、また、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示することとしました。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 25,156千円

なお、繰延税金資産は繰延税金負債と相殺前の金額を表示しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

・算出方法

当社グループは、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、予定される将来課税所得等を考慮し、繰延税金資産を認識しています。

・主要な仮定

取締役会で承認された事業計画に基づき将来減算一時差異のスケジューリングにより見積られた繰延税金資産について、回収可能性があるものと判断しております。この計画は、半導体サプライチェーンの混乱や新型コロナウイルス感染症等を考慮し、翌期以降の売上予測、人員計画等を総合的に検討し作成しております。

・翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当社グループの過去の経験と利用可能な情報に基づいて設定した仮定は将来の不確実性を伴うため、翌連結会計年度において、将来課税所得が大幅に減少すると予測した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

4. 表示方法の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとし、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 62,447千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	10,459,000株	－株	－株	10,459,000株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、必要に応じて短期的な運転資金を銀行借入により調達する方針です。また、デリバティブは利用しておらず、投機的な取引は行いません。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされており、外貨建の営業債権は、為替リスクにさらされております。

有価証券は、合同運用金銭信託及び売掛債権信託受益権であり、投資有価証券は、取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、それぞれ発行体の信用リスク及び価格の変動リスクにさらされております。

差入保証金は、本社等の賃借に関するもので、貸主の信用リスクにさらされております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日です。また、未払金、未払法人税等、未払消費税等についても、1年以内の支払期日です。

買掛金や未払金、未払法人税等、未払消費税等は、流動性リスクにさらされております。

③金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、受注管理規程に従い、営業債権について取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握しております。

差入保証金については、信用リスクは僅少であると認識しております。

・市場リスク（価格の変動リスク）の管理

当社グループは、有価証券及び投資有価証券について、定期的に発行体から財務状況、信用状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。また、外貨建の債権については、その金額が僅少であるためヘッジ等は行っておりません。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、月次に資金繰計画を作成するとともに、手許流動性の維持により流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、「現金」は注記を省略しており、「預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「未収還付法人税等」、「未収消費税等」、「短期差入保証金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」ならびに「未払消費税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額投資有価証券72,425千円）は次表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 有価証券	1,000,000	1,000,000	—
② 投資有価証券 その他有価証券	245,211	245,211	—
③ 差入保証金	159,157	159,157	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	1,000,000	—	1,000,000
投資有価証券 その他有価証券	245,211	—	—	245,211
差入保証金	—	159,157	—	159,157

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

該当事項はありません。

（注1）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券

短期的な資金運用として保有している金銭信託等であり、取引金融機関から提示された価格により、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

これらの時価は、信用リスクが僅少であると認識しており、期間に基づく区分ごとに想定される無リスク金利で割り引いた現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
有価証券	1,000,000	—	—	—

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上高は、顧客との契約から生じる収益であり、当社グループの報告セグメントを収益の認識時期に分解した場合の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額	合計
	ソフトウェア プロダクト	ソフトウェア ディストリ ビューション	ソフトウェア サービス	計		
一時点で移転される財	661,949	841,466	315,944	1,819,359	—	1,819,359
一定の期間にわたり 移転される財	27,951	135,972	74,883	238,806	—	238,806
顧客との契約から 生じる収益	689,900	977,438	390,827	2,058,165	—	2,058,165
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	689,900	977,438	390,827	2,058,165	—	2,058,165

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「会計方針に関する事項 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	676,667	652,604
契約負債	73,565	97,102

当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は73,565千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 233円53銭
(2) 1株当たり当期純損失 3円80銭

【個別注記表】

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 6～8年
工具、器具及び備品 4～6年

無形固定資産

市場販売目的のソフトウェア

見積販売金額を基準として販売金額に応じた割合に基づく償却額と販売可能期間（3年）に基づく定額償却額のいずれか多い金額をもって償却しております。

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

投資損失引当金

投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、事業年度末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（会計基準適用指針第30号2020年3月31日）を適用しており、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。

イ. ソフトウェア使用許諾

ソフトウェア製品を顧客に使用許諾する業務を履行義務としており、顧客が当該製品に対する支配を獲得した時点で収益を認識しております。

ロ. ソフトウェア受託開発

顧客の求めに応じて、ソフトウェア製品の移植やカスタマイズを履行義務としており、顧客が当該製品に対する支配を獲得した時点で収益を認識しております。

ハ. サポート

ソフトウェア製品を使用許諾した顧客に対する技術サポートを履行義務としており、契約期間を履行義務の充足期間として均等に収益を認識しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

・連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

・連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税ならび

に税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定です。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することとしました。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 23,265千円

なお、繰延税金資産は繰延税金負債と相殺前の金額を表示しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表」3. 会計上の見積りに関する注記に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	49,301千円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務	
短期金銭債権	539千円
短期金銭債務	4,070千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	1,866千円
仕入高・外注費	11,392千円
販売費及び一般管理費	7,050千円
営業取引以外の取引高	
受取配当金	58,800千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	117株
------	------

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
投資有価証券評価損	20,124千円
商品評価損	9,969
未払事業税	3,861
退職給付引当金	11,631
減価償却費	8,812
資産除去債務	24,488
投資損失引当金	3,697
繰越欠損金	342,538
その他	<u>1,622</u>
繰延税金資産小計	426,742
評価性引当額	<u>△403,477</u>
繰延税金資産合計	23,265
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	<u>△57,974</u>
繰延税金負債合計	<u>△57,974</u>
繰延税金負債の純額	△34,709

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する

(1) 1株当たり純資産額	276円30銭
(2) 1株当たり当期純損失	4円18銭